

共同利用・共同研究拠点「北極域研究共同推進拠点」の 設置及び運営等に関する協定書

国立大学法人北海道大学（以下「北大」という。）、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立極地研究所（以下「極地研」という。）及び国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「海洋機構」という。）は、北極域における環境と人間の相互作用の解明に向けた異分野連携による課題解決に資する研究の進展を図るため、学校教育法施行規則第143条の3の規定に基づき、北大北極域研究センターが認定された共同利用・共同研究拠点に関して連携するものとし、その組織及び運営等に関し、次のとおり合意する。

（名称）

第1条 共同利用・共同研究拠点の名称は、「北極域研究共同推進拠点」（以下「推進拠点」という。）とし、英語名称は、「Japan Arctic Research Network Center」とする。

（構成）

第2条 推進拠点は、共同利用・共同研究拠点として認定された北大北極域研究センターに、極地研国際北極環境研究センター及び海洋機構北極環境変動総合研究センターを連携施設として組織する。

（運営）

第3条 北大、極地研及び海洋機構は、常に密接な連携と協力のもとに、推進拠点の適切かつ円滑な運営を図るとともに、その充実発展に努めるものとする。

2 北大、極地研及び海洋機構は、それぞれの法人の理念及び目的を相互に理解し、推進拠点の運営にあたる。

（拠点本部）

第4条 推進拠点に拠点本部を置く。

2 拠点本部は、推進拠点の運営に関する事項を審議・決定する。

3 拠点本部の詳細は、「北極域研究共同推進拠点本部規程」に定める。

（運営委員会）

第5条 拠点本部に、拠点本部の諮問機関として、運営委員会を設置する。

2 運営委員会の詳細は、「北極域研究共同推進拠点運営委員会規程」に定める。

(協定書の解釈及び変更)

第6条 本協定書の解釈に疑義が生じた場合若しくは本協定に定めのない事項が生じた場合は、北大、極地研及び海洋機構は協議して対応を決定するものとし、必要に応じて本協定書の変更を行うなど措置を講ずるものとする。

(付帯事項)

第7条 この協定書は、3通作成し、北大、極地研及び海洋機構において各1通を所有する。

(効力)

第8条 この協定書は、平成28年4月1日から発効し、平成34年3月31日まで効力を有する。

平成28年3月22日

国立大学法人北海道大学総長

山口 佳三



大学共同利用機関法人情報・システム研究機構機構長

北川 源四郎



国立研究開発法人海洋研究開発機構理事長

平 朝彦

